

中国六朝古小説訳注『列異伝』(五)

先 坊 幸 子

要 旨

『列異伝』訳注は、六朝古小説研究のための基礎資料収集とその読解を目的とし、現在続けている「中国六朝古小説訳注」作成の一部である。魏・文帝『列異伝』は、六朝期に於ける志怪小説集の一つである。しかし現在では既に失われ、類書等に引用されている説話を残すのみで、それらの説話は『列異伝』として魯迅『古小説鈎沈』にまとめられている。『隋書』経籍志・雜伝に「列異伝三卷魏文帝撰」とあるが、『旧唐書』経籍志・雜伝および『新唐書』芸文志・小説家類は張華の撰とする。この度は『古小説鈎沈』を参考に、全四十七条の内「29 史均」から「37 談生」までの九条を取り上げ、類書所引『列異伝』を用いて字句の校勘をした上で訳注を施した。

キーワード

列異伝・中国古小説訳注

「01 陳倉祠」から「07 樂侯」までは『安田女子大学紀要』第40号(平成二十四年二月)に、「08 鮮于冀」から「16 蔣子文」までは『安田女子大学紀要』第41号(平成二十五年二月)に、「17 胡母班」から「21 劉卓」までは『安田女子大学紀要』第42号(平成二十六年二月)に、「22 鄧卓」から「28 營陵道人」までは『安田女子大学紀要』第43号(平成二十七年二月)に掲載済。

29 史均

① 陳留史均、字威明。嘗得病。臨死、謂其母曰「我得復生。埋我、杖豎我瘞上。若杖拔、出之。」及死、埋杖如其言。七日往視、杖果拔。即掘出之、便平復如故。

陳留の史均、字は威明。嘗て病を得たり。死に臨み、其の母に謂ひて曰く「我復た生くるを得たり。我を埋むるに、杖もて我が瘞上に豎てよ。若し杖 抜くれば、之を出せ」と。死するに及び、杖を埋むること其の言の如くす。七日にして往きて視れば、杖果たして抜けたり。即ち掘りて之を出せば、便ち平復すること故の如し。

【通釈】

陳留郡の史均は、字を威明と言った。かつて病氣に罹ったことがあった。死にそうになった時、母親にこう言った「私は生き返ることができません。私を埋める時には、杖を私の墓の上に立てて下さい。もし杖が抜けたら、私を出して下さい」と。亡くなってから、杖を言われた通りに埋めた。七日たつて行つて見ると、果たして杖は抜けていた。早速これを掘り出したところ、すぐに元通りに元気になった。

【語釈】

*この話は『太平御覧』七一〇に見える。また、この事は『搜神記』卷一五（『法苑珠林』一一六、『太平広記』三七五引）に見える。

漢陳留考城史均、字威明。年少時、嘗病。臨死、謂母曰「我死当復生。埋我、以竹杖柱於瘞上。若杖折、掘出我。」及死埋之、柱如其言。七日往視、杖果折。即掘出之、已活。走至井上浴、平復如故。後与隣人乘船至下邳、売鋤、不時售。云「欲帰。」人不信之。曰「何有千里暫得帰耶。」答曰「一宿便還。」即書、取報以為驗実。一宿便還、果得報。考城令江夏猿賈和姉病在隣里。欲急知消息、請往省之。路遥三千、再宿還報。（『搜神記』卷一五）

漢の陳留考城の史均、字は威明。年少き時、嘗て病む。死に臨み、母に謂ひて曰く「我死するも当に復た生くべし。我を埋むるに、竹の杖を以て瘞上に柱てよ。若し杖折るれば、掘りて我を出せ」と。死するに及びて之を埋め、柱つること其の言の如くす。七日にして往きて視れば、杖果たして折る。即ち掘りて之を出せば、已に活く。走りて井上に至りて浴せば、平復すること故の如し。後隣人と船に乗りて下邳に至り、鋤を売るも、時として售れず。云ふ「帰らんと欲す」と。人之を信ぜずして、曰く「何ぞ千里にして暫く帰るを得ること有らんや」と。答へて曰く「一宿にして便ち還らん」と。

即ち書して、報を取りて以て験実と為さしむ。一宿にして便ち還り、果たして報を得たり。考城の令、江夏の猿賈和の姉病みて隣里に在り。急ぎて消息を知らんと欲し、往きて之を省せんことを請ふ。路遥かなること三千なるも、再宿にして還りて報ず。

① 陳留—郡名。漢に置かれた。今の河南省陳留県。『搜神記』は「漢陳留考城」五字に作る。「考城」は、県名。後漢に置かれた。河南省民権県と東仁県との地。

② 史均—『搜神記』は「史均」に作る。

③ 嘗得病—『搜神記』はこの上に「年少時」三字あり。

④ 杖豎我瘞上—この五字、『搜神記』は「以竹杖柱於瘞上」（竹の杖を以て瘞上に柱てよ）七字に作る。「瘞」は、墓。

⑤ 杖抜—「抜」字、『搜神記』は「折」に作る。

⑥ 便平復如故—『搜神記』には、この後に「史均が遠い距離を一晩か二晩のうちに移動した」という話が記されている。

30 弦超

① 濟北弦超、② 神女来游。車上有壺楹、青白琉璃五具。

濟北の弦超、神女来り遊ぶ。車上に壺・楹の、青白なる琉璃の五具有り。

【通釈】

濟北郡の弦超のもとへ、神女がやって来た。車の上には、青白い琉璃で作られた壺や杯が五つほど載せられていた。

【語釈】

*この話は『太平御覧』七六一に見える。また、この事は『搜神記』卷一『法苑珠林』八、『芸文類聚』七九、『太平御覧』六七七引、『北堂書鈔』一二九に引く張敏『神女伝』、『太平御覧』三九九・七二八に引く『智瓊伝』、『太平寰宇記』一三、『太平御覧』四二に引く『述征記』、『太平広記』六一に引く『集仙録』に見える。『搜神記』、『太平寰宇記』、『太平広記』は嘉平年間(三国魏、齐王曹芳の二四九〜二五三年)の事とする。『太平御覧』は「魏熹平」のこととするが、熹平(一七二〜一七八年)は後漢の年号である。

班義起感神女智瓊。智瓊復去、賜義起織成裙衫。(『北堂書鈔』一二九引張敏『神女伝』)

班義起神女智瓊を感ず。智瓊復た去り、義起に織成の裙衫を賜ふ。

濟北郡史弦超、魏嘉平中、有神安成公智瓊降之。超同室疑其有姦。以告監国詰問。超具言之。智瓊乃絶。後五年、超使将至洛西。到果是。同乘至洛、克復旧好。太康中仍存。(『太平寰宇記』一三引)

【述征記】

濟北郡史の弦超、魏の嘉平中、神の安成公智瓊有りて之に降る。超同室其の姦有るを疑ふ。以て監国に告げて詰問す。超具に之を言ふ。智瓊乃ち絶ゆ。後五年、超使ひして将に洛西に至らんとす。到るに果たして是れあり。同乗洛に至り、旧好を克復す。太康中仍ほ存す。

智瓊伝曰、弦超字義超。夢神女從之。自称「天上玉女、姓成、字智瓊。早喪父母、天帝愍之、遣令得下嫁。」如此三四旦、寤寤歎想。踴然來遊、乃駕輜軒車、從八婢。自言「我天帝玉女。」遂為夫婦。贈詩二百余言、又著易七卷。超皆能通其旨。(『太平御覧』三九九引『智瓊伝』)

智瓊伝曰く、弦超字は義超。夢に神女ありて之に従ふ。自ら称す「天上の玉女、姓は成、字は智瓊。早に父母を喪ひ、天帝之を愍れ

み、遣はして下嫁するを得さ令む」と。此の如きこと三四旦、寤寤て歎想す。踴然として來遊し、乃ち輜軒の車に駕し、八婢を従ふ。自ら言ふ「我天帝の玉女なり」と。遂に夫婦と為る。詩二百余言を贈り、又た易七卷を著す。超皆な能く其の旨に通ず。

魏濟北郡、從事掾弦超、字義起。以嘉平中夜独宿、夢有神女。來從之、自称「天上玉女、東郡人。姓成公、字知瓊。早失父母、天地哀其孤苦、遣令下嫁從夫。」超當其夢也、精爽感悟、嘉其美異、非常人之容。覺寤欽想、若存若亡。

如此三四夕。一旦、踴然來遊。駕輜軒車、從八婢。服綾羅綺繡之衣、姿顏容体、状若飛仙。自言年七十、視之如十五六女。車上有壺檣、青白瑠璃五具。飲啗奇異、饌具醴酒、与超共飲食。謂超曰「我天上玉女。見遣下嫁、故來從君。不謂君德、宿時感運。宜為夫婦。不能有益、亦不能為損。然往來常可得駕輕車、乘肥馬。飲食常可得遠味異膳。繪素常可得充用不乏。然我神人、不為君生子、亦無妬忌之性、不害君婚姻之義。」遂為夫婦。贈詩一篇、其文曰、飄飄浮勃逢、敖曹雲石滋。芝英不須潤、至德与時期。

神仙豈虛感、應運來相之。納我榮五族、逆我致禍菑。此其詩之大較。其文二百余言、不能悉錄。兼註『易』七卷、有卦有象、以象為屬。故其文言、既有義理。又可以占吉凶、猶揚子之『太玄』、薛氏之『中經』也。超皆能通其旨意、用之占候。

作夫婦經七八年、父母為超娶婦之後、分日而燕、分夕而寢。夜來晨去、倏忽若飛。唯超見之、他人不見。雖居閨室、輒聞人声、常見踪跡、然不睹其形。後人怪問、漏泄其事。玉女遂去、云「我神人也。雖与君交、不願人知。而君性疏漏、我今本末已露、不復与君通接。積年交結、恩義不輕。一旦分別、豈不愴恨。勢不得不爾、各自努力。」又呼侍御、下酒飲啗。發篋、取織成裙衫兩副遺超、又贈詩一首。把臂告辭、涕泣流離。肅然昇車、去若飛迅。超憂感積日、殆至委頓。

去後五年、超奉郡使至洛。到濟北魚山下、陌上西行。遙望曲道頭、

有一車馬、似知瓊。驅馳前至、果是也。遂披帷相見、悲喜交切。控左援綏、同乘至洛。遂為室家、剋復旧好。

至太康中猶在。但不日日往來、每於三月三日、五月五日、七月七日、九月九日、旦、十五日、輒下往來、經宿而去。張茂先為之作

「神女賦」(『搜神記』卷一)

魏の濟北郡、從事の掾弦超、字は義起。嘉平中を以て夜独り宿するに、夢に神女有り。來りて之に従ひ、自ら稱す「天上の玉女にして、東郡の人なり。姓は成公、字は知瓊。早に父母を失ひ、天地其の孤苦を哀れみ、遣はして下嫁し夫に従はしむ」と。超其の夢に當たるや、精爽感悟し、其の美異なること、常人の容に非ざるを嘉す。覺寤て欽想し、存するが若く亡するが若し。

此くの如きこと三四夕。一旦、顕然として來遊す。輻輳の車に駕し、八婢に従ふ。綾羅綺繡の衣を服し、姿顔容体、状は飛仙の若し。自ら年は七十と言ふも、之を視るに十五六の女の如し。車上に壺、楹の、青白なる瑠璃の五具有り、飲啗奇異、饌に醴酒を具へ、超と共に飲食す。超に謂ひて曰く「我は天上の玉女なり。遣はされて下嫁し、故に來りて君に従ふ。君の徳を謂はざるも、宿時運に感ず。宜しく夫婦と為るべし。益有ること能はず、亦た損を為す能はず。然れども往來するに常に輕車に駕し、肥馬に乗るを得可し。飲食は常に遠味異膳を得可し。繪素は常に充用して乏しからざるを得可し。然れども我は神人なれば、君の為に子を生まず、亦た妬忌の性無ければ、君が婚姻の義を害せず」と。遂に夫婦と為る。詩一篇を贈るに、其の文に曰く、

飄飄として勃逢に浮かび、敖曹として雲石溢し。
芝の英は潤ひを須ひず、至徳は時と期す。

神仙豈に虚しく感ぜんや、運に應じ來りて之を相す。

我を納めば五族栄え、我に逆らへば禍留を致さん。

此れ其の詩の大較なり。其の文は二百余言あれば、悉くは録する能はず。兼ねて『易』七卷に註し、卦有りて象有り、象を以て属と為

す。故に其の文言は、既に義理有り。また以て吉凶を占ふ可く、猶ほ揚子の『太玄』、薛氏の『中經』のごときなり。超は皆な能く其の旨意に通じ、之を占候に用ふ。

夫婦と作りて七・八年を経、父母超の為に婦を娶るの後は、日をかちて燕し、夕を分かちて寝ぬ。夜に來りて晨に去り、倏忽として飛ぶが若し。唯だ超のみ之を見て、他人には見えず。闇室に居ると雖も、輒ち人声を聞き、常に踪跡を見るも、然れども其の形を睹す。後に人怪しみ問へば、其の事を漏泄す。玉女遂に去るを求め、云ふ「我は神人なり。君と交はると雖も、人の知るを願はず。而るに君の性疏漏にして、我は今本末已に露れたれば、復た君と連接せず。積年の交結、恩義は軽からず。一旦にして分別るるは、豈に愴恨しからずや。勢ひ爾せざるを得ざれば、各自努力せん」と。又た侍御を呼びて、酒を下して飲啗す。簾を發き、織り成せる裙衫、兩副を取りて超に遺り、又た詩一首を贈る。臂を把りて告辞し、涕泣流離す。肅然として車に昇り、去ること飛迅するが若し。超は憂感して日を積み、殆ど委頓するに至る。

去りて後五年、超は郡使を奉じて洛に至る。濟北の魚山の下に到り、陌上西行す。遙かに曲道の頭を望むに、一車馬有り、知瓊に似たり。驅馳して前み至るに、果たして是れなり。遂に帷を披きて相ひ見、悲喜交も切なり。左の援綏を控え、同乘して洛に至る。遂に室家を為し、旧好を剋復す。

太康中に至るも猶ほ在り。但だ日日には往來せず、毎に三月三日、五月五日、七月七日、九月九日と、旦、十五日に於て、輒ち下りて往來し、經宿して去る。張茂先は之がために「神女の賦」を作る。

①濟北一國名。漢に置かれた。『搜神記』、『太平寰宇記』、『太平広記』は「濟北郡」に作る。濟北郡は南朝宋に置かれた。山東省肥城県の南。(肥城県、古肥子国。漢置肥城県、属泰山郡、後漢属濟北国。尋省入廬県。劉宋時、濟北郡治於此。『説史方輿紀要』)

②弦超—この二字、『太平御覽』七六一は「弦起」に、『北堂書鈔』は「班義起」三字に、『搜神記』、『太平広記』は「弦超、字義起」五字に、『太平御覽』三九九は「弦超、字義超」五字に作る。

③神女—『搜神記』は「自称『天上玉女、東郡人。姓成公、字知瓊。早失父母、天地哀其孤苦、遣令下嫁従夫。』」と記す。「知瓊」二字、『北堂書鈔』、『芸文類聚』、『太平實字記』、『太平御覽』、『太平広記』は「智瓊」に作る。

31 陳節方

有神王方平降陳節方家。以刀二口。一長五尺、一長五尺三寸、名泰山環。語節方曰「此刀不能為余益。然独臥、可使無鬼。入軍不傷、勿以廁溷。且不宜久服。三年後、求者急与。」果有戴卓、以錢百萬請刀。

神の王方平有りて陳節方の家に降る。刀の二口を以てす。一は長さ五尺、一は長さ五尺三寸にして、泰山環と名づく。節方に語りて曰く「此の刀余益を為す能はず。然れども独り臥するに、鬼無から使む可し。軍に入りて傷つかざるも、廁溷を以てすること勿れ。且つ宜しく久しく服すべからず。三年の後、求むる者あらば急ぎ与へよ」と。果たして戴卓有り、錢百万を以て刀を請ふ。

【通釈】

王方平という神がいて陳節方の家に降りて来た。二振りの刀を与えた。一振りの長さは五尺、もう一振りは長さ五尺三寸で、銘を泰山環と称した。節方に語って言うには「この刀が多く利益をもた

らすことはない。しかし一人で寝ていて、幽鬼を寄りつかせることはない。戦いの中で傷つくことはないが、汚すことのないように。かつ長く持つていない方がよい。三年後に、欲しがる者がいれば直ぐに与えなさい」と。果たして戴卓が、百万の錢でこの刀を求めた。

【語釈】

*この話は『太平御覽』三四五に見える。また、この事は『北堂書鈔』一二三に引く『列仙伝』に見える。

有仙人王方平降陳節方家。以刀一口。長五尺三寸、名泰山宝環。語節方曰「此刀不能為余益。独臥、可使無鬼。入軍不傷、勿以入廁溷。」(『北堂書鈔』一二三引『列仙伝』)

仙人の王方平有りて陳節方の家に降る。刀の一口を以てす。長さ五尺三寸にして、泰山宝環と名づく。節方に語りて曰く「此の刀余益を為す能はず。独り臥するに、鬼無から使む可し。軍に入りて傷つかざるも、以て廁溷に入るること勿れ」と。(『北堂書鈔』一二三)

①王方平—後漢、嶧の人。名は遠。孝廉に挙げられ、中散大夫に至つたが、後に官を捨て、山に入つて道を得た。

②二口—『太平御覽』及び『北堂書鈔』は「一口」に作る。

③一長五尺、一長五尺三寸—この十字、『太平御覽』は「長五尺、一長五尺三寸」九字に、『北堂書鈔』は「長五尺三寸」五字に作る。

④泰山環—この三字、『北堂書鈔』は「泰山宝環」四字に作る。

⑤勿以廁溷—この四字、『太平御覽』および『北堂書鈔』は「勿以入廁溷」五字に作る。『北堂書鈔』に以降の文なし。

32 東海君とうかいくん

① 東海君以織成青襦遺陳節方。

東海君織成とうかいくんしよくせいの青襦せいじゆを以て陳節方ちんせつほうに遺る。

【通釈】

東海君は織つて作った青い肌着を陳節方に贈った。

【語釈】

*この話は『太平御覧』六九五に見える。また、この事は『搜神記』卷二（『太平御覧』八一六引）に見える。

陳節訪諸神、東海君以織成青襦一領遺之。（『搜神記』卷二）

① 東海君一東の海に住むといわれた水神。

② 襦一胴着。裾の短い着物。『搜神記』は、この字の後に「一領」二字を置く。

③ 陳節方―『搜神記』に「方」字なし。

33 麻姑まこ

神仙麻姑しんせんまこ、降東陽蔡經家②。手爪長四寸、經意曰「此女子、美好佳手。願得以搔背。」麻姑大怒③。忽見經頓地④、兩目流血。

神仙しんせんの麻姑まこ、東陽とうやうの蔡經さいけいの家に降くだる。手爪しゆさうの長さ四寸、經意しんぎに曰いはく「此この女子ぢよし、実に好佳かうかなる手あり。願ねがはくは以て背かを搔かくを得えん」と。麻姑まこ大いに怒おほる。忽たまち經地けいぢに頓とんせられ、兩目りやうもく流血りゅうけつす。

【通釈】

神仙しんせんの麻姑まこが、東陽とうやうの蔡經さいけいの家に降りて来た。手の爪つめの長さが四寸もあったので、經けいは心中しんちゆうに「この娘は、大変よい手を持つている。出来ればあれで背中を搔かいてもらいたいものだ」と思った。麻姑まこはひどく怒おほった。にわかにわかに經けいの頭あたまが地に叩たたきつけられ、両目りやうもくから血ちが流ながれた。

【語釈】

*この話は『太平御覧』三七〇に見える。また、このことは『太平広記』七および六〇に引く『神仙伝』に見える。

（略）麻姑手爪似鳥。經見之、心中念曰「背大癢時、得此爪以爬背、当佳也。」遠已知經心中所言。即使人牽經鞭之。謂曰「麻姑神人也。汝何忽謂其爪可爬背耶。」但見鞭着經背。亦莫見有人持鞭者。遠告經曰「吾鞭不可妄得也。」（略）（『太平広記』七引『神仙伝』）

麻姑まこの手爪しゆさう鳥とりに似たり。經けい之これを見、心中しんちゆうに念おもひて曰いはく「背大いに癢かゆき時、此この爪つめ以て背かを爬かくを得たらば、当まさに佳よかるべきなり」と。遠えん已すでに經けいの心中しんちゆうに言いふ所ところを知る。即すなはち人ひとをして經けいを牽ひきて之これを鞭むちたしむ。謂いひて曰いはく「麻姑まこは神人しんじんなり。汝なんぢ何なにぞ忽たまち其そのの爪つめ背かを爬かく可べしと謂いふや」と。但ただ鞭むちの經けいの背かに着きくを見る。亦また他人たにんの鞭むちを持つ者もの有あるを見ること莫なし。遠えん經けいに告つげて曰いはく「吾われが鞭むち妄あやりに得うべからざるなり」と。

（略）又麻姑鳥爪。蔡經見之、心中念言「背大癢時、得此爪以爬背、当佳。」方平已知經心中所念。即使人牽經鞭之。謂曰「麻姑神人也。汝何思謂爪可以爬背耶。」但見鞭着經背。亦不見有人持鞭者。方平告經曰「吾鞭不可妄得也。」（略）（『太平広記』六〇引『神仙伝』）

又また麻姑まこ鳥爪てうさうなり。蔡經さいけい之これを見、心中しんちゆうに念おもひて言いふ「背大いに癢かゆ

き時、此の爪つめ以て背を爬くを得たらば、当に佳よかるべし」と。方平ほうへいすでに経の心中おもに念おもふ所を知る。即ち人をして経を牽ひきて之を鞭むちたしむ。謂いひて曰く「麻姑は神人なり。汝何ぞ爪つめ以て背を爬く可しと思おも謂いふや」と。但ただ鞭の経の背に着くを見る。亦た人の鞭むちを持つ者有るを見ず。方平ほうへい経に告げて曰く「吾が鞭むち妄りに得可うからざるなり」と。

①麻姑―仙女。後漢、建昌(今の江西省)の人。牟州ぼう東南の姑余山で道を修めた。鳥のように爪が長かったという。

②東陽―郡名。三国呉に置かれた。浙江省金華県。

③蔡経―後漢の桓帝の時の人。王方平に従って仙人となった。

④忽見経頓地、両目流血―『神仙伝』は、王方平が蔡経の背を鞭でうたせたとする。

34 蔡経

蔡経さいけい与神交①、神将去。家人見経詣井上飲水、上馬而去。視井上、俱見経皮如蛇蛻②。遂不還。

蔡経さいけい神と交はり、神将ひきて去る。家人経の井上せいじやうに詣りて水を飲のみみ、馬のに上りて去るを見る。井上を視るに、俱ともに経の皮の蛇蛻だせいの如ごときを見る。遂つひに還からず。

【通釈】

蔡経さいけいは神と交流があり、神は経を連れ去った。家の者は経が井戸のほとりので水を飲み、馬に乗って去るのを見た。井戸のほとりを見ていると、そこで蛇の抜け殻ののような経の皮を見つけた。経はそのまま帰って来なかった。

【語釈】

*この話は『太平御覧』三七五に見える。

①神―王方平を指す。(31「陳節方」語釈①参照)

②蛇蛻―蛇の抜けがら。

35 田伯

田伯でんぱく為廬江太守、移郡淫鬼、命尽到府。「一月不自来見、当壞祠。」唯廬君往見、自称県民。与府君約「刻百日当遷大都。願見過。」後如期、果為沛相公、不過于祠、常見廬君、月余病死。

田伯でんぱく廬江太守と為り、郡の邪神を移さんとし、命じて尽く府に到らしむ。「一月ひらつき自ら来り見えざれば、当に祠を壊すべし」と。唯ただ廬君ろくじん往ゆきて見え、自ら県民けんみんと称す。府君と約す「百日ひやくじちを刻して当に大都たいていに遷るべし。願はくは過よられんことを」と。後期のちの如くして、果はたして沛はいの相公さうこうと為るも、祠しに過よらず。常に廬君を見、月余げつよ病みて死す。

【通釈】

田伯でんぱくが廬江太守となり、郡内の邪神を移そうとして、全て役所に来ると命じた。「一月の間に自ら面会めんかいに来なければ、祠を壊すこととする」と。ただ廬君だけが役所に面会にやって来て、自らを県の民であると称した。府君と「百日後にきつと大きな都に遷ることになるでしょう。そうしたらどうかこちらにお立ち寄り下さい」と約束した。その後、言われた期日きじになって本当に沛の宰相さいそうになったが、祠しに立ち寄らなかつた。いつも廬君の姿を見るようにな

り、一月余りして病気で亡くなった。

【語釈】

*この話は『北堂書鈔』七六に見える。

①廬江一郡名。後漢の末に置かれた。安徽省潜山県。

②沛一郡名。漢に置かれた。安徽省宿県の西北。

36 戴氏

①豫章女子戴氏、久病。出見小石曰「爾有神、能差我疾者、当事汝。」夜夢人告之「吾将祐汝。」後漸差、遂為立祠、名石侯祠。

豫章の女子戴氏、久しく病む。出でて小石を見て曰く「爾神有りて、能く我が疾を差やせば、当に汝に事ふべし」と。夜夢に人ありて之に告ぐ「吾将に汝を祐けんとす」と。後漸く差え、遂に為に祠を立て、石侯祠と名づく。

【通釈】

豫章に戴氏という娘がおり、長く病気に罹っていた。出掛けた折に小石を見つけてこう言った「お前に神が宿っていて、私の病気を治したならば、きつとお前に仕えましょう」と。夜に夢の中に何者かが現れて娘に告げた「私は今からお前を助けてやろう」と。後に次第に治ってゆき、そしてこの石の為に祠を立て、石侯祠と名づけたのだった。

【語釈】

*この話は『太平御覧』五一に見える。また、この事は『搜神記』四『太平広記』二九四、『太平寰宇記』一〇六引、『北堂書鈔』一六〇

に引く『列仙伝』に見える。

豫章有戴氏女、久病不差。見一小石、形像偶人。女謂曰「爾有人形。豈神。能差我宿疾者、吾将重汝。」其夜、夢有人告之「吾将祐汝。」自後疾漸差。遂為立祠山下。戴氏為巫、故名戴侯祠。（『搜神記』四）

豫章に戴氏の女有り、久しく病みて差えず。一小石の、形偶人に像たるを見る。女謂ひて曰く「爾人形有り。豈に神なるか。能く我が宿疾を差やせば、吾将に汝を重んぜん」と。其の夜、夢に人有りて之に告ぐ「吾将に汝を祐けんとす」と。自後疾漸く差ゆ。遂に為に祠を山下に立つ。戴氏は巫と為り、故に戴侯祠と名づく。

列仙伝曰、豫章女子戴氏、久疾。出見小石曰「爾有神、能差我疾者、当事汝。」夜夢人告之「吾将祐汝。」後漸差、遂立名石侯祠。

後人取石投火、咸曰「此神石、不宜犯之。」取者曰「此石何神。乃投井中、神当出井中。」明晨、視之出井。取者發疾死。（『北堂書鈔』一六〇引『列仙伝』）

列仙伝曰く、豫章の女子戴氏、久しく疾む。出でて小石を見て曰く「爾神有りて、能く我が疾を差やせば、当に汝に事ふべし」と。夜夢に人ありて之に告ぐ「吾将に汝を祐けんとす」と。後漸く差え、遂に立てて石侯祠と名づく。後人石を取りて火に投ぜんとするに、咸曰く「此れ神の石なり、宜しく之を犯すべからず」と。取る者曰く「此の石何ぞ神ならんや。乃ち井中に投ずるも、神なれば当に井中より出づべし」と。明晨、之を視るに井より出づ。取る者疾を發して死す。

①豫章一県名。晉に置かれた。江西省武寧県の西。『列異伝』より後の時代の話か。『搜神記』、『北堂書鈔』は「豫章」に作る。

②小石一この二字、『搜神記』は「一小石、形像偶人」七字に作る。

③石侯祠一この三字、『搜神記』は「戴侯祠」に作る。

37 談生

談生者、年四十、無婦。常感激読『詩経』。夜半有女子、可年十五六。姿顔服飾、天下無双。来就生、為夫婦。乃言「我与人不同。勿以火照我也。三年之後、方可照。」為夫妻、生一兒。已二歳、不能忍。夜伺其寢後、盜照視之。其腰已上生肉如人、腰下但有枯骨。婦覺、遂言曰「君負我。我垂生矣、何不能忍一歳而竟相照也。」生辞謝涕泣、不可復止。云「与君雖大義永離、然顧念我兒。若貧不能自借活者。暫隨我去。方遣君物。」生隨之去、入華堂、室宇器物不凡。以一珠袍与之、曰「可以自給。」裂取生衣裾、留之而去。

後生持袍詣、睢陽王家買之、得錢千万。王識之曰「是我女袍、此必發墓。」乃取考之。生具以実対、王猶不信。乃視女冢、冢完如故。發視之、果棺蓋下得衣裾。呼其兒、正類王女。王乃信之。即召談生、復賜遺衣、以為主壻。表其兒以為侍中。

談生なる者、年四十にして、婦無し。常に感激して『詩経』を読む。夜半に女子有り、年は十五六可り。姿顔服飾、天下に及ぶ無し。来りて生に就き、夫婦と為る。乃ち言ふ「我人と同じからず。火を以て我を照らすこと勿れ。三年の後、方に照らす可し」と。夫妻と為り、一兒を生む。已に二歳、忍ぶこと能はず。夜に其の寝ぬる後を伺ひ、盗みて照らし之を視る。其の腰已上は肉を生じて人の如きも、腰の下は但だ枯骨有るのみ。婦覺め、遂に言ひて曰く「君我に負く。我生くるに垂とするに、何ぞ一歳を忍ぶこと能はずし。到底に相ひ照らすや」と。生辞謝して涕泣するも、復た止む可か

らず。云ふ「君と大義永く離ると雖も、然れども我が兒を顧念す。若し貧にして自ら借に活くる者能はざればと。暫く我に随ひて去け。方に君に物を遣らん」と。生之に随ひて之き、華堂に入るに、室宇器物は凡ならず。一珠袍を以て之に与へ、曰く「以て自ら給す可し」と。裂きて生の衣裾を取り、之を留めて去る。

後に生袍を持ちて詣るに、睢陽王家之を買ひ、錢千万を得たり。王之を識りて曰く「是れ我が女の袍なり。此れ必ず墓を發くならん」と。乃ち取りて之を考つ。生具に実を以て對ふるに、王猶ほ信ぜず。乃ち女の冢を視るに、冢完くして故の如し。發きて之を視るに、果たして棺の蓋下に衣裾を得たり。其の兒を呼ぶに、正に王の女に類たり。王乃ち之を信ず。即ち談生を召し、復た遺衣を賜ひ、以て主壻と為す。其の兒を表して以て侍中と為す。

【通釈】

談生という者がいたが、四十歳で、妻がいなかった。いつも『詩経』を呼んで感激していた。夜も更けた時分に一人の娘が現れ、年の頃は十五・六ほどであった。姿や顔かたち着ているものは、この世に並ぶものが無い程の素晴らしさであった。生のもとにやって来て、夫婦になった。そこで言うには「私は普通の人間とは違いますが。灯りで私を照らしてはなりません。三年が経てば、照らして見ても構いません」と言った。こうして二人は夫婦となり、子供が生まれました。二年が経ち、生は我慢が出来なくなりました。夜中に妻が寝た後を窺って、こっそり妻を灯りで照らして見た。すると妻の腰から上は普通の人間と同様に肉がついていたが、腰から下は干からびた白骨があるだけだった。妻は目を覚まし、そうして言うには「あな

たは私との約束を破りましたね。私はもう少しで生き返るところでしたのに、どうしてあと一年の我慢が出来ずに私を照らして見てしまったのですか」と。生は涙を流して謝ったが、更に引き留めることは出来なかった。妻は言った「あなたと永久に離れるとしても、それでも子供のことが心配です。もし貧しい為に一緒に暮らせないことになったらと。暫く私について来て下さい。あなたに贈り物を差し上げましょう」と。生は妻について行き、立派な屋敷に入ったが、その部屋をつくりや家具はそこらで見掛けるようなものではなかった。妻は真珠のついた美しい袍を取り出して生に与え、言うには「これで生計が立つでしょう」と。生の着物の裾を裂いて、これを形見におさめて立ち去った。

後に生は袍を持って出掛けたが、睢陽王すいようおうの家人がこれを買い、一千万の銭を得た。ところが王はこの袍に見覚えがあり「これは私の娘の袍だ。これはきつと墓を暴いたに違いない」と言った。そこで生を捕らえて厳しく取り調べた。生はありのままを詳しく説明したが、王はそれでも信用しなかった。そこで娘の墓を調べてみると、墓は完全に元のままだった。掘り返してこれを見てみると、果たして棺の蓋の下に生の着物の裾が見つかった。その子供を呼び寄せてみると、まさに王の娘にそっくりであった。王はそこで漸く生の話の信じたのだった。直ぐに談生を召して、また贈り物を与え、それで娘婿と認めた。その子供も上奏して侍中にしたのであった。

【語釈】

*この話は『太平広記』三一六に見える。また、この事は『搜神記』卷一六（『北堂書鈔』一二九、『法苑珠林』九二、『太平御覽』三七五

および六九三引）に見える。

漢談生者、年四十、無婦。常感激讀『詩經』。夜半有女子、年可十五六。姿顏服飾、天下無双。來就生、為夫婦。乃言曰「我与人不同。勿以火照我也。三年之後、方可照耳。」与為夫婦、生一兒。已二歲、不能忍。夜伺其寢後、盜照視之。其腰已上生肉如人。腰已下、但有枯骨。婦覺、遂言曰「君負我。我垂生矣、何不能忍一歲而竟相照也。」生辭謝涕泣、不可復止。云「与君雖大義永離、然顧念我兒。若貧不能自偕活者。暫隨我去。方遣君物。」生隨之去、入華堂、室宇器物不凡。以一珠袍与之、曰「可以自給。」裂取生衣裾、留之而去。

後生持袍詣市、睢陽王家買之、得錢千万。王識之曰「是我女袍。那得在市。此必發冢。」乃取拷之。生具以実対、王猶不信。乃視女冢、冢完如故。發視之、棺蓋下果得衣裾。呼其兒視、正類王女。王乃信之。即召談生、復賜遺之、以為女婿。表其兒為郎中。（『搜神記』卷一六）

漢の談生なる者、年四十にして、婦無し。常に感激して『詩經』を讀む。夜半に女子有り、年は十五六可り。姿顏服飾、天下に双ぶ無し。來りて生に就き、夫婦と為る。乃ち言ひて曰く「我は人と同じからず。火を以て我を照らすこと勿れ。三年の後、方に照らす可き耳」と。与に夫婦と為り、一兒を生む。已に二歲、忍ぶこと能はず。夜其の寝ぬる後を伺ひ、盜みて照らし之を視る。其の腰已上は肉を生じて人の如きも、腰已下は、但だ枯骨有るのみ。婦覺め、遂に言ひて曰く「君我に負く。我生くるに垂とするに、何ぞ一歲を忍ぶこと能はずして竟に相照らすや」と。生は辭謝して涕泣するも、復た止む可からず。云ふ「君と大義永く離ると雖も、然れども我が兒を顧念す。若し貧にして自ら偕に活くる能はざればと。暫く我に隨ひて去け。方に君に物を遣らん」と。生之に隨ひて去き、華堂に入るに、室宇器物は凡ならず。一珠袍を以て之に与へ、曰く「以て自ら給す可し」と。裂きて生の衣裾を取り、之を留めて去る。

後に生袍のちのぼを持ちて市に詣るいたに、睢陽王すいようわうの家之いへを買ひ、錢ぜん千万を得たり。王この之これを識りて曰く「是れ我が女むすめの袍なり。那ぞ市ななに在るを得んや。此れ必ず冢つかを発あはくならん」と。乃ち取りて之これを拷うつ。生具つぎに實を以て対たいふるに、王猶ほ信ぜず。乃ち女むすめの家つかを視るに、冢は完くして故の如し。発きて之これを視るに、棺くわんの蓋が下に果たして衣裾いこを得たり。其の児を呼びて視るに、正に王まの女むすめに類たり。王乃ち之これを信ず。即ち談生だんせいを召し、復た之これを賜遺たまひし、以て女婿むすめこと為す。其の児を表して郎中らうちゆうと為す。

①睢陽—春秋時代の宋の地で、秦は県を置き、漢の時に梁の孝王が城を築いて梁の都となし、後漢を通じて存続した。

②侍中—天子側近の顧問官。『搜神記』は「郎中」に作る。郎中は、官名。秦代では宮中の宿直の役。

〔二〇一五・六・二五 受理〕